

第1回統計作成プロセス部会 議事録

1 日 時 令和2年11月5日(木) 10:00~11:56

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷 典子(部会長)、川崎 茂、神田 玲子、佐藤 香、椿 広計

【専門委員】

西 美幸(アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー)

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局(総務省)】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長、澤村専門官

4 議 事

- (1) 「第三者監査」に関する統計委員会(統計作成プロセス部会)のミッションについて
- (2) 統計作成プロセスにおける品質管理について
- (3) 今後の審議の進め方・スケジュールについて
- (4) その他

5 議事録

○津谷部会長 ただ今から、第1回統計作成プロセス部会を始めさせていただきます。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

この部会の部会長を務めさせていただきます、慶應義塾大学の津谷と申します。昨今の情勢に鑑み、効率的な部会運営に努めたいと思いますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

さて、10月の第155回統計委員会において、参考1の設置内規に示されているように、統計委員会の新たなミッションである第三者監査の具体化を進めるため、旧点検検証部会を発展的に改組し、本部会を設置することが決定されました。

また、構成メンバーにつきましては、北村委員長から、参考2の構成員名簿にありますとおり、私、津谷が部会長に、川崎委員、神田委員、佐藤委員、椿委員、成田臨時委員、

篠専門委員、西専門委員が所属するよう指名を受けております。このうち、成田臨時委員及び篠専門委員は、本日所用により御欠席との御連絡をいただいております。

なお、部会の運営につきましては、参考3の運営規則を踏まえて進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、本部会におきましては、参考4のとおり、部会長に事故があるときに職務を代理する部会長代理の指名を部会長が行うこととされております。私といたしましては、点検検証部会に引き続き、佐藤委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は改組後の初めての部会ですので、お手元の議事次第にありますように、まず1の本部会におけるミッションを、その背景を含めて確認するとともに、2の統計作成プロセスにおける品質管理等に関する基礎的な情報の共有を図った上で、3の今後の部会審議の進め方・スケジュールなどを御議論いただきたいと思います。この議事次第に沿って、資料1、資料2-1、資料2-2の3つの資料と、参考1から5を準備させていただきました。資料の過不足等がございましたら事務局にお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本部会では、統計作成プロセスの水準の向上に関する事項として、公的統計基本計画において統計委員会が取りまとめることとされている、第三者監査に関する要求事項や方針等の具体化を図るというミッションに取り組むこととなります。このため、今後の審議を進めるに当たり、まず、このミッションが基本計画に盛り込まれた背景等を含め認識の共有を図っていくことが必要ではないかと思っております。したがって、事務局からこれまでの背景、経緯等の概要を御説明いただいた上で、総合的対策の策定等にも携わられた委員の方々から、必要に応じて補足をいただければと思っております。

では、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○重里総務省統計委員会担当室次長 事務局から御説明いたします。参考5を御覧いただければと思っております。

一連の経緯の中で、最初の上のところでございますが、昨年9月に「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」という建議が統計委員会からなされました。その中では、統計の作成プロセスを総合的品質管理の考え方に沿って対策を講じていくということがうたわれております。総合的品質管理というのは製品サービスだけではなくて、その過程、まさしくプロセスも含めてトータルで品質を向上させていくという考え方と理解しておりますが、その考え方に沿っていくということがうたわれております。

その下の部分ですが、まさしく品質はプロセスで作り込むと、統計作成プロセスが大事であるということが建議の中でも言われているというところがございます。

その後、さらに昨年末に統計行政改革推進会議の統計行政新生部会、この部会の委員の中にも何名かの方が参加されているという会議でございますが、その中でも作成プロセス

の取組をもう一步進める形での提言がなされておりまして、統計作成プロセスに第三者チェックを入れていくという考え方がうたわれているところでございます。

その中で3行目でございますが、そのための要求事項を取りまとめるということが書かれています。ここは、私の理解では各プロセスの標準的な規格ということになってくると思います。これが第三者チェックの基準にもなっていくということになってくると思います。

あとは、この下の方でございますが、この実施を段階的に行っていくということが書かれているところでございます。あとは、通常業務が各統計作成にはございますので、それとの兼ね合いというのでも確保していくということが書いてございます。

これらの提言を受けまして、次のスライド2になります。政府の閣議決定、基本的な計画と申し上げておりますが、それが今年6月に決定されているところでございまして、ここでは、先ほどから申し上げております第三者監査ということで第三者のチェックを入れていって、統計作成プロセスの水準を段階的に向上していくということがうたわれております。

その中で、この冒頭でございますが、統計委員会のミッションといたしましては、要求事項というのは先ほど申し上げましたような基準とか規格になってくると思います。そのチェックをどのようにやっていくかということが方針ということになってくるかと思いますが、このようなものについて、統計委員会の方で取りまとめていただくということをお願いしているということになってございます。

これらを受けまして、スライドの3、次のページでございます。我々としての工程表が同時に決定しておりまして、その中で、左の箱については先ほど申し上げたことが書いてございまして、少し具体的な日程感は、真ん中の上の方でございますが、要求事項をまず検討して、少しずつれておりますが実施方針、先ほどの方針を検討していって、令和3年度以降のところに入ってきますが第三者監査を実施していくというようなところが工程表として、当面のスケジュール感として書かれているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、再発防止策の取りまとめや総合的対策の策定に関わられた川崎委員、何か補足すべき点などがありましたら、お願いいたします。

○川崎委員 御指名いただきましたので、少し感想を申し上げます。

特に今の説明で私は全くそうだなと思うのですが、大事なことは、品質はプロセスで作り込むということなので、そのためにはプロセスの中にどういう事項を盛り込むべきかというのが論点であると理解しております。そういう意味で、これからの議論が非常に大事だと思います。

それで、あと2つ3つ申し上げれば、1つは、これまでの議論の中でも出たことだったと思うのですが、やはり今回、統計の信頼がかなり失われるような事案が発生したことに対しての対応だったということがあって、かなりコンプライアンスとか問題発生防止が中心になっているかと思うのですが、それはそれで当然問題発生防止というのは必要なこ

とではあるのですが、やはりこういう状況の中だと、コンプライアンス疲れといいますか、やり過ぎると、その負担感だけが残るところもあろうかと思えます。そういうように感じられないような、言わば各府省が自発的にやっという取組ができるような環境をどう作るかというのが大事なことはないかと私は思います。委員会の方でもそういう視点でやっという方がいいと思えますし、各府省の方もやらされている感を持たないで、やはりこれをやるのが未然防止になる、したがって、やらないでいたら逆にとんでもないコストがかかるとか、そういう意識を持ってやっという方がいいのではないかと私は思います。したがって、それは今あるプロセスの中にいかに作り込んでいくかということが大事だというように思います。

それからもう一点、これは別の観点ですが、ここに出てくる要求事項というのは、最低限の合格点を取るための、統計は一定の正確性を持って当たり前という前提に立つことになるわけですが、でも、そこでとどまっというはなかなか進歩がないのではないかと私は思うのです。ですから、こういう品質管理のプロセスを通じて何か気づきを持って、さらに今までの統計にない、それを超えた、利用者になるほどと思ってもらえるような新しい品質を作り出すことも各府省で考えていただけたら、ありがたいなと思えます。それが2点目です。

あともう一点だけ申し上げると、統計の品質保証は、実は、今回初めて起こった議論でもないということだと私は理解しております。というのは、確か2009年か2010年ぐらいだったと思うのですが、「品質保証ガイドライン」というのを各府省の申合せで作ったということがあったと思えます。それが既にあったのですが、私の見る限りだと、各府省でそれを実行する取組がまちまちだったのではないかという気もしております。こういう機会ですので、そのような自発的な品質保証ガイドラインといったものの取組について、もう一度新たな目で見直して、きちんと実行していくということを是非やっといういただけたらと思っております。

ということで、必ずしもこれまでの議論ということではなくて、私の感想ではあるのですが、振り返ってそんなことを思いましたので、よろしくお願いたします。

○津谷部会長 川崎委員、大変重要な点をご指摘いただき、ありがとうございます。

4点ほどお考え、御提案が示されたわけですが、ただ今の川崎委員の御説明、御発言につきまして、御質問及び確認しておきたい点などがございましたら御発言をお願いたします。どうぞ、神田委員。

○神田委員 1つは、クリアすべき最低の合格点にとどまらず、さらなる使い勝手のよさとか向上を図るべきというのは非常に私も大賛成です。

あともう1つは、単なる確認なのですが、この総合的品質管理というのは統計そのものの品質ではなくて、今回は統計を作成するプロセスの管理に絞るという理解でよろしいでしょうか。

○重里総務省統計委員会担当室次長 御質問の意図ですが、私の理解ではプロセスがよくなれば、あくまで目的の統計がよくなるということだと理解してまいして。そのためにプロセスをよくしていくという感じになってくると思えますので、その観点では、議論自体

はプロセスになってくると思います。目的は何かと言われれば統計なのであるという関係に立つのではないかと理解しているのですが、そういうお答えでよろしいでしょうか。

○**神田委員** 品質をチェックするときに最終的に出来上がった統計をチェックするのではなくて、その過程であるプロセスをチェックすることを目的にするということによろしいのでしょうかという主旨です。

○**重里総務省統計委員会担当室次長** そういう意味では、そのようなチェックはプロセスがどうなっているかというのをチェックしていくということでございます。ただし目的は、それをチェックして、そのプロセスがよくなればもちろん統計がよくなっていくということにはなると、ゴールはそこだと思いますということです。

○**津谷部会長** 事務局の先ほどの御説明も、そして私の理解もそうです。これは分けて考えるべきものではないと思います。私の個人的な解釈ですが、ここで提案されていることは、統計作成プロセスにおいてヒューマンエラーは必ず出るとは思います。そのエラーのマージンをできる限り最小化して、政府統計の品質の向上を図っていくことができるようになれば、おのずと結果もついてくるのではないかとということだと思います。お話を伺っていてそのように思いました。

先ほど川崎委員から、では具体的にどういう要求事項を策定するのかということについてもご指摘がありました。これは大変難しい事柄だと思います。先ほどコンプライアンス疲れという御発言がありましたが、あまり締め付けすぎるのではなく、できる限り前向きに、そして生産的に課題に取り組み、また新しい品質管理の基準についても、調査実施主体である担当府省に自主的に考えていただき、できる限り政府各省間で意見が統一された基準を示すことがこの部会のミッションではないかと思えます。

ほかに御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ、川崎委員。

○**川崎委員** 今のお話は全くそのとおりで、私は全く異論がないのですが、私なりにもう少し言葉を付け加えれば、こういうことかと思うのです。つまり、出来上がった品物なり製品の品質というのは見ただけでは分からないのです。実はその楽屋裏でいろいろな規格外れの手続をやっている、見た目の製品は立派だということが起こったりするわけですね。例えば耐震のためのいろいろな機材とかそういうのは見た目にはあるわけですが、でも基準を満たしていなかったということが起こったりするわけで、それは結局出来上がった製品を保証しようというのはなかなか難しいので、それはプロセスで作り込まないといけない、そこでプロセスを大事にしようというのがこの考えだと思うのです。

だから、結果的に保証しなくてはならないのは出来上がった製品の品質なのですが、それをターゲットにしてもなかなか効果が上がらないので、きちんとそのプロセスをどう管理するか、そのために作成者自身がどういうことに目を配らなければいけないか、そこをきちんと知らせていこうというのがこの趣旨なのだと私は理解しております。そこは今、部会長がおっしゃったとおりのことだと思います。それを少し補足させていただきました。

○**津谷部会長** プロセスの中で品質管理に注力することが王道ということで、これを前提に、この部会でも審議を進めさせていただきたいと思えます。

何かそのほかに御発言ありますでしょうか。

それでは、先に進ませていただいてもよろしいでしょうか。また後で御発言、御質問などがございましたら、自由に手をお挙げいただければと思います。

先ほど御説明をいただいた本部会のミッション、そして川崎委員の御説明の内容、これらを勘案しながらやっていきたいと思うわけですが、繰り返しになります、外部からの評価には限界がありますし、それを常にトレースしているわけでもありません。やはり、品質管理は作成プロセスを通じて作り込むことがベストという視点をどのように具体的な要求事項としてまとめていくのか。この具体化が難しいと思います。各統計調査の品質水準を段階的に向上させるということですが、一度に全てやることは不可能ですので、中心的なものから始めて、それを作り込み、その結果をほかの政府統計調査にも適用していくという段階的なプロセスを取っていきたいということだと思います。これは本部会のみならず、統計委員会全体のミッションであるというだけでなく、各調査の実施担当府省にとっても、政府統計への信頼を確保していくうえで大変重要なミッションであると思います。このために、各府省や地方公共団体等の審議協力者の皆様におかれましても、これは自らの取組でもあると前向きに捉えていただき、本部会の審議への御協力をお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

次は、「統計作成プロセスにおける品質管理について」です。先ほどの御説明にもありましたように、今回のミッションの背景には、総合的品質管理や要求事項など統計の分野で必ずしも一般的とは言えない取組や概念が含まれております。これらの品質管理に関する基礎的な情報について、私たちが共通認識を得ておくことは、今後の審議を効率的、効果的に進めるためにも大変重要ではないかと思っております。このため、本日は、品質管理の専門家として本部会に御参加いただいております椿委員に、統計作成プロセスにおける品質管理などにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

それでは、椿委員、よろしくお願いたします。

○椿委員 統計数理研究所の椿です。今日の私に対する要求というのはレクをするということだったので、それをやらせていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。QMというのが先ほどから出てきていますが、これはクオリティーマネジメントの訳です。日本では、品質管理を非常に歴史的に大きな意味で使うのですが、海外から言うと、日本で言う品質管理は、クオリティーマネジメントと呼ばれているものになります。日本ではクオリティーマネジメントと訳す、プロダクトというものが入ってしまっているのが海外と違っておりまして、クオリティーマネジメントという概念は、本来は物すごく広い概念です。私は日本品質管理学会に所属しておりますが、日本品質管理学会は名前を変えなくてはいけないという話がずっと出ているという状況でございます。

まず、1ページめくっていただきますと、今日は要求事項とかその他、第三者の監査とかそういう話の用語が出てきます。日本的な品質管理のよさはあるのですが、ここではJISとかISOと言われている標準に基づくクオリティーマネジメント、これは世界的にも使われておりますし、先ほどちょうど国連の公的統計の国家品質保証のマニュアルの最新版の訳を頂いたのですが、この中でもISO9001の2015年版というものが非常に重要視されているので、少し国際的な方の話に準拠してできるだけ話そうと思っております。

その次のページを見ていただくと、ISO9000:2015 というのがあります。このISO9000 とか 9001 というのは 1987 年ぐらいから品質保証、まさにプロセスやシステムをきちんと保証していくということでできた規格ですが、最新版が 2015 年という形になっておりまして、これにできるだけ準拠して話をさせてください。

ここにいきなり要求事項というものが定義されているわけです。の要求事項という定義は、実はISO9000 だけではなくて、環境マネジメントシステム、ISO14000 とか、それからISMS、インフォメーションセキュリティの 27001 ですか、そういういろいろなマネジメントシステムの国際標準、あるいは日本産業規格があるのですが、この中で要求事項と言われているものは全て共通のものです。

これは正式な文書ではなくて一部ですが、意味が伝われば良いと思うのです。明示あるいは暗黙のうちに了解、または義務として要求されているニーズとか期待というものが要求事項です。一般的にはISO規格ないし、その適合性評価の規格で使われている文書の中では、Shall ということが使われると、これが要求事項になります。Shall にするかしないかが国家間の利益にも関わることで、大変議論の中では白熱します。Shall でないものがその下にある Should という推奨事項、レコメンデーションということです。日本産業規格、JIS規格でも Shall は「しなければならない」と訳しますし、Should は「するのがよい」とか「望ましい」と訳されて、その訳し方自体も規定されているところです。

その Shall と言われているものについて、当然製品自体に対する要求、ねじの規格というのは、この寸法はこれぐらいの公差しか許さないというような製品自体の要求もあれば、品質と言われているものに対する要求、それから品質のマネジメントの仕方、仕組みに対する要求、それから顧客自体の要求とかいろいろなものがあります。規定要求事項と言われている完全に文書化した情報で明示された要求事項というのもあります。今回、恐らく統計委員会の中で要求事項というのは文書化されていくという可能性がありますから、規定要求事項という話になってきます。これは当然法令で要求されたものとか、規制で要求されたものも含む、そういう概念です。

その要求事項に対して、先ほどの監査とか審査というのはなかなか敷居の高い話があるわけですが、これは要求事項を満たしているということを保証するというので、これが適合という概念です。この種のシステムは世界的に商取引の世界で適合性評価というものをきちんとやらなければならないということになっているので、適合性評価制度は国際的に確立しているところがあります。適合していないものが不適合という形になります。だから、要求事項に対して適合しているか、していないかということについて、第三者監査は必ずしも必要ないと思うのです。むしろ内部監査というか、内部の取組が外部の取組に対する裏づけというか、それこそがきちんとできていなければならないわけです。

クォリティーというのは、実は非常に幅広くて、規格の世界、標準化の世界では対象が持っている諸特性が要求事項を満たしている程度という、要求事項に対して言われて、これくらい要求事項をきちんと満たして、全く駄目なのか、駄目ではないのかという形で品質を定義しているというのが国際的な流れです。日本の品質管理を長年やっていた人間からすると、顧客の要求に一致している程度というのが品質の非常に有名な定義なのですが、

現在、適合性評価制度の世界では即物的な定義が国際的にも言われているということです。その品質の対象となるのが先ほどから議論があったアウトプットのクオリティです。製品とかサービス自体のクオリティと、それから結果に影響を与える可能性のある原因系としてプロセスとか人とか組織とか仕組みとか、それからリソースとか、そういうもの全体に対してクオリティというものを定義することがあります。

一般的にアウトプットのクオリティというのは検査のようなもので保証するわけですが、検査というのは単にコストがかかるだけでクオリティをインプルーブすることにつながりませんので、品質管理は昔から検査をなくすことが品質管理の目的というぐらいの言われ方をしています。この数年でもトヨタの社長がそう言ったと思いますが、これを最初に言ったのは多分 1950 年代に西堀栄三郎先生という方で、南極越冬隊第 1 期の隊長だった先生でリスク管理の専門家で、日本の物すごい専門家ですけど、その先生が検査をなくすことが品質管理の目的だと言った最初の先生だと思います。

1 ページめくっていただくと、I S O 9001 というのとは少し違って、7 原則とされているものがあります。昔、私は I S O の T C 176 というところでクオリティマネジメント 8 原則というタスクフォースのリーダーでしたが、今は 7 原則になってしまいました。これは、東京で総会があったときに私が作ったスライドですが、それを和訳したのですが、もともと I S O 9000 には何を達成するかということ、お客様の価値を達成するという目的があるだろうという、これが第 1 原則です。顧客の要求は、先ほど申し上げたように、本当は品質管理活動とか T Q M 活動の顧客は誰なのかということをきちんと明確に意識することが非常に重要です。その顧客の価値を達成した上で、自分たち、サプライヤー側の価値と両立できる、ある意味商売として成立しているということに配慮しなければならないという関係性マネジメントというような原則。

この 2 つを達成するのがクオリティマネジメントで、I S O 14000 のようなエンバイロメンタルマネジメント、環境マネジメントのような場合は顧客というより、もっと社会のステークホルダーというもの全体の価値ということが重要になってくるわけです。

一方で、マネジメントをどうやるかという原則について、それがプロセスアプローチという形になって、きちんとしたプロセスで品質を作り込んでいくということが重要であるということで、目的を達成するためにプロセスとシステムが明確に定義されていなければならない。その定義されたプロセスに基づいて確実に業務を行う、これはある意味、先ほど川崎委員がおっしゃった最低要求に近い話ですが、そういうことをきちんとやらなければならないということです。この種のプロセスが定義されているということから説明可能性とか透明性というものが生じて、いわゆる監査可能性のような概念が発生してきたということがあります。I S O 規格の要求事項に基づく監査ということが、全世界で行われているということになります。

その上でもう一つ、マネジメントシステムとかプロセスを明確にするということ以外に、クオリティマネジメントの原則の中では事実に基づくアプローチということが 1 つの原則となって、それからあとは継続的に改善するということなのです。事実に基づくアプローチは再現性が保証されるということです。I S O 9000 の中にも、日本語訳では「事実

基づく」と書かれているのですが、原文を見ていただくと「Evidence Based」という言葉が使われています。ある意味で我々の分野に非常に、統計の分野にも非常に近い話です。

それから組織行動に関する原則というものがあって、リーダーシップの下で皆がやらなければならない、その組織全体がやらなければならないという原則があります。ということで、これが7原則という形になっています。

以前、モンゴル統計局の人が総務省統計局に来訪されて話したときに、モンゴル統計局の方々はQM8原則というものを大切にしていると、当時のISOのQM8原則ということ非常に強く主張していたのをよく覚えています。

その上で、5ページへ行っていただきますと、クオリティーマネジメントには4つの活動があります。上の方にクオリティーとかそのようなもろもろのマネジメントの対象があります。コストマネジメントはもちろん重要ということになるのですが、品質マネジメント自体には、そのページの下の方を見ていただくと、質の計画活動、質の維持活動、質の改善活動、質の保証活動という4つの活動がクオリティーマネジメントの主要な活動となっています。

質を計画する、きちんと質を担保するためにリソースとか運用プロセスをきちんと決めていく、品質の目標を設定していくという、ここはもう極めて目的に関わることで重要なことです。ここ自体もクオリティーマネジメントの非常に重要なところで、特にここは政府統計、公的統計の場合には、まさに統計委員会とかこういうプランニングのところに物すごく大きな役割を果たしていると私は思います。

その上で、日本語に訳すと品質管理なのですが、クオリティーマネジメントという質を維持する活動、要求活動を満たすための日常的な活動というのがあって、それから、これも非常に重要ですが、質の改善活動、要求事項というのを満たす能力を向上させる活動というのがあります。さらに、当初ISO9001が日本に入ってきたときにこの概念がなかなか分からないで、皆様非常に苦労したのですが、質の保証活動（Quality Assurance）、要求事項を満たすことに確信を与える活動、クレジットを与えるとか、信用を与える信用活動なのです。質の保証活動というのは、ここに書きませんでした、内部保証活動というのは、例えば組織のトップが、うちの組織は大丈夫だと内部のトップに対して保証する活動と、外部保証活動という社会全体に対して信頼を与える活動というのがあって、外部質保証活動の中で生まれてきているのが第三者監査制度とか、審査制度のようなものだとは認識しております。

この品質保証というものに関しては、どういうものが基本的なものになるかということ、それが6ページですが、ここに関わるものは、やはりデータと情報ということです。いわゆる客観的証拠、これは基本的にISO規格から持ってまいりましたが、裏づけとなるデータというものを客観的証拠といいます。ある物が存在することの証明、それから真実であることの証明、何が起きているのかを証明する、何がなされているのかを証明することが客観的証拠です。

それから、文書化した情報というのは、当然組織が管理し、維持するよう要求されている情報というのが文書化されている情報です。さらに要求事項を記述した文書というのを

仕様書 (Specification) と言います。これは統計の世界、公的統計の世界では、例えば統計センターへ来ていただくと、こういう仕様書がきちんと存在しているのです。どういう手順で、あそこにある品質マニュアルとか品質計画書というのは I S O で定義されていますが、組織の品質マネジメントシステムは後で申し上げますが、品質計画書、どういう対象に対して、どの手順及びどの関連する資源をいつ誰によって適用するかと、これは品質管理工程表と言われることもあります。こういうものが、例えば統計センターへ行っていただくと存在しています。要するに誰がどういうふうにするかということは、当然それがないと仕事になりませんので、この敷居が高いとは、私自身は、あまり思っておりません。

その上で、マネジメントシステムというものをその次のページに書きましたが、マネジメントシステムというのは 1 つのプロセスなのです。インプットを利用してとにかく意図した結果を生み出す、お互いにいろいろな関連性のあるような活動自体の仕組みをプロセスと言っていて、マネジメントシステムというのはその組織の中で相互作用を有する一連の要素ですが、何のためにマネジメントシステムというのを確立するかというと、方針及び目標、目標を達成するためのプロセスを確立するためにマネジメントシステムというのを作っていくということになっているのです。I S O 9001 という規格は非常に早くできた規格ですが、このマネジメントシステムというものを審査するとか監査する仕組みというのは、日本の品質管理活動は、入ってきた当初はよく分からない、自分たちはしっかりやっているのに、何でわざわざ外からそういうことを受けなければならないのだという、今でも多分品質管理活動の中にはそういう雰囲気はございます。自分たちでしっかりやるためにも、でもそういうシステムというものが永続的にきちんと続くと、人が替わってもうまくつながると、そういう属人的ではないプロセスを作れというのがある意味で I S O の考え方だったのです。1980 年代から日本にも影響を与えました。

方針とか目標というのはトップによって表明された意図ですし、目標というのは達成すべき結果ということで、アウトカム自体は統計の場合は明確だと思います。

I S O の中でもマネジメントシステムというのが氾濫して、9001 ができた後に環境ができて、我々は当時二匹目のドジョウとかいろいろ余分なことをよく言っていたのですが、とにかくいろいろなマネジメントシステムがあって、本来は組織の中でマネジメントシステムがばらばらにあるというのはおかしくて、何らかの意味で統合されているというのがあるべき姿だと思います。

次の 8 ページに行っていただくと、主要なマネジメントシステムというものを書かせていただきました。9001 がある意味でこの分野では一番古いし、1 つのポリシーを確立した規格だと思います。9001 プラスアルファという規格があって、セクター規格といいます。自動車産業向けの品質マネジメントシステムとか、航空宇宙・防衛産業、電気通信、医療機器、対外診断用医薬品と、いろいろなマネジメントシステムというのがあるということです。

こういう規格、I S O 9001 の場合にはプロセスとかシステムというのは、むしろ認証を受ける側が、自らその意図を確立、作成するために作っていくという、何か特別に 9001 の

中にあれをやれ、これをやれということがきちんと書かれているというよりは、その自由度は許していて、品質をきちんと達成するためのシステムは自分で考えなさいという形になっています。

I S O 14000、それから 22000 は食品安全です。それこそ統計センターも認証を取得していますが、I S M S と言われている情報セキュリティーマネジメント、エネルギーマネジメントシステムがあります。労働安全衛生マネジメントシステム、ほかにも選挙管理とかいろいろなものがたくさん I S O 規格の中にはあります。実は教育機関のマネジメントシステムというのもあって、これは公的教育も含んでいるのですが、日本は参加しておりませんが、そういうものもあるぐらいです。

いずれにせよ、いろいろなマネジメントシステム規格があって、マネジメントシステムが発散しつつあるということに対して I S O もかなり考えて、プロセスをできるだけマネジメントのサイクル、P D C A で記述するようにとか、そういうようなことは 2015 年ぐらいに I S O 自体の全体の指示事項という形で出ております。

次に 9 ページですが、今申し上げたようにマネジメント共通のプロセスという意味での P D C A 自体は I S O の中でも合意されているということで、各規格はこの P D C A サイクルに基づいて作っていくという形になります。

これも余分なことを書きましたが、P D C A サイクルというのは輸入物と思われるような気がするのですが、もともと 1939 年に『品質管理の基礎概念』というシューハートという人が書いた本があって、それを校閲したのがデミングという人です。デミング先生がシューハートの考え方を日本に伝えたという。デミング先生が日本に最初に来たときは公的統計の標本調査を支援に来たわけですが、どういうわけか品質管理で有名になってしまいました。ライス統計使節団というので来て、デミング先生は、国連統計委員会の第 1 号のレポートはマハラノビスとデミングが書いたもので、まだ残っております。そういう標本調査が本来は専門だったのです。シューハートの影響を受けていて品質管理にも大変造詣が深かったということで、1950 年に日本に再来日したときに品質管理を日本に講義してくださったというのがデミング先生です。

シューハートは、そこにある Plan Do Check ということは 1939 年には既に言っています。達成すべき目標を規定する行為、目標を達成しようとする行為、目標が達成されたかどうかを検証する行為という形です。プロセスのマネジメントをこういうようにやりなさいとシューハートが言ったのですが、日本はそれに Act を付け加えて P D C A にしたのです。そのことでシューハート先生が日本に対して大変怒ったという有名な逸話がありますが、石川馨先生が日本にはアクションが必要だと、アクトではなくてアクションですね、計画、実施、チェック、アクションと、日本語で初めに講義されたのが P D C A サイクル、1951 年のことです。

10 ページは余分なことで、P D C A サイクルのチェックからアクションに行くというのが非常に難しいです。チェックして何か異常が検知される、常ではないことが検知されたら、それを問題発見と考えて改善という活動につなげようと、ここをやったのが日本なのです、日本の品質管理で。これはデミング・石川の統計哲学と言われていて、P D C A サ

イクルと改善の標準シナリオと言われているものですが、それが徹底してきたということがあります。日常的なコントロールと改善活動を合体して活動してきたというのが、日本の戦後の製造業界と考えることができます。

デミング先生自体もP D C Aには不満があったと書いてあるのですが、P D S Aにしると、Sはスタディーです、市場調査、市場研究。チェックではなくて市場研究だろうという、非常にモダンな考え方をデミング先生は持っていました。

私の私見もあるのですが、このデュアルサイクルというのは極めてうまく日本では機能しました。あまり言うと品質管理の先生方に、怒られますが、日本も1990年ぐらいまではうまく機能していたと思います。

次に適合性評価制度ということを少し話します。その次のページになります。適合性評価制度における認証とか認定という概念があります、Certification。適合性評価というのは、先ほどの製品とかサービスとかプロセスとかマネジメントシステムを規格・基準に基づいて評価する行為、これが適合性評価で、製品の認証、サービスの認証、実はこれは要員、プロフェッショナル、人を認証するということがあります、要員認証。それからマネジメントシステム認証。あと、一般的に試験所認定といって、分析結果とかそういうものをこの数字で大丈夫ですよというようなことを試験するとか、校正するとか、検査するというのも適合性評価制度に含まれています。最近起きた品質不祥事では日本の分析機関がデータを捏造したということがあって、大問題になっていたこともあります。

認証という行為は要求事項への適合を第三者、認証機関が保証するという形になります。認証機関が各組織を審査し、I S Oの認証を行う。

例えば、イギリスでは物価指数を作成するプロセスというものに対してI S O 9001の認証が取れる。これはイギリスのクオリティーが高い証明では必ずしもありません。これもよく品質管理学会のところ、学会の研究会で出ていたのですが、イギリスの統計局が一時非常に組織縮小で疲弊したために、こういうマニュアルに基づくことをやらなければやっていけなくなったので9001というものが使われたという、むしろあまりポジティブに考えてはいけないのではないかという話もあります。

認証の上に認定という行為があって、そもそも審査する機関の能力を審査するというものがあるのです。認定機関は、各国に存在します。日本では日本適合性認定協会というところが認定機関で、現在QMS（品質マネジメントシステム）に関しては、10月30日現在ですが35の認証機関を認定し、それらの認証機関が日本の2万4,349の組織を認証しているというのが品質マネジメントの世界です。

イギリスにはイギリスの認定機関、いわゆるUKASというものがあるし、アメリカにはアメリカで認定機関があります。

ちなみに、日本のI S O取得組織は、J A B認定という日本適合性認定協会認定された機関からI S Oを認証されているだけではありません。UKASの認定を受けた認証機関のものもあって、名刺を見ていただくと富士山マークがついているI S Oを持っているらっしゃる名刺はJ A Bで、クラウンマーク、王冠マークがついているものはイギリスのUKASの認定からできているI S O取得です。名刺にはANABとかいろいろほかにもあ

り、名刺を見ているとその珍しいものが楽しめます。

次のページが、これは I S O 自体がサーベイしている状況で、今、全世界で I S O 9001 ですが、これ少し古いかもしれませんが 103 万 6,833 組織が認証を受けています。日本はそこを見ていただくと 4 万 5,318 という形になっていて、先ほどの J A B の認証が 2 万 4,349 ですから、2 万近くは海外の認定機関の認証組織であるということが分かります。

これは中国が最大です。少し変な表を貼り付けていて申し訳ないですけど、中国、イタリア、ドイツ、日本の順番で I S O の認証組織があるという形です。それで、U K が発祥の地なのですが、U K はそんなに多いわけではなく、インド、スペインと続き、こんな順番が今の世界の I S O の認証取得状況です。

この中で行政の認証取得は、日本は 4 万 5,318 組織の中で行政が I S O 9001 を取っているのは 7 となっています。私がこれを調べる限りにおいては、財団法人とか独立行政法人に近いところではないかなと思っています。昔、農林水産省が I S O 14001 は取っていたということは承知していますし、各市役所が環境マネジメントを取っているというのはよく見かけたのですが、品質マネジメントを取っているのは、そんなに日本ではないと思います。U K の 13 ある中の 1 つが、多分、物価指数だと思います。

ほかにございますように、フランスは、ほとんど不詳なので意味がないデータを出したなどと思っていますけど、こんな調子で、何を申し上げたいかというと、サービス産業的なものでも I S O 9001 は浸透しているということです。

これも余分なことを申し上げますが、日本の中を見ていただくと、何が日本で特筆できるかというと、建設の 1 万 3,294 というのが突出してアウトライヤーになっていることが分かります。これは、実は国土交通省が I S O 9001 を国土交通省の入札に対する入札要件に、必須要件にしたからです。十数年前に 9001 の認証を取っていないと入札を受けられないということがあって、何でもかんでも 9001 を取ればいいという運動がその業界に発生して、I S O の認証の質が下がったことが大問題になったことがあります。今は必須事項というよりは推奨事項、加点ポイントにしているところが多いと思いますが、そういう強制的な使い方をするとうような適合性評価制度自体の質が落ちてくるということが当時、その対応もさせられていたのでよく覚えています。

問題は、この部会に一番関係するのは、I S O 9001 のプロセスとか要求事項を自ら作り上げるとしたら、すごく負荷がかかって、とても難しいのですが、我々がヒントにできるものとして重要なのは I S O 20252 という規格です。「市場・世論・社会調査—用語およびサービスの要求事項」、これはマネジメントシステム+サービス認証の規格というべきものであります。これは 2006 年にできたものですが、当時は調査の結果が国際的にいろいろ流通しているけれども、それが信用できないということから、スペインからこういう I S O を作ろうという形で出てきたものです。世論調査とか社会調査のサービスの質を保証しようということになります。調査サービスについて、普通のプロセスを規定するだけではなくて、ある程度こういう検査をやれというパフォーマンスに関する基準も使っているところではあります。

これは 2011 年 6 月に、今日、篠専門委員がいたら、こんな話を私がするのは大それてい

るところですが、日本適合性認定協会、先ほどの J A B です、認定機関が日本能率協会の審査登録センターを、この I S O 20252 の認証行為を行って良い製品認証機関として認定するということとなります。この製品認証機関というのは非常に奇異に感じられるかもしれませんが、日本の標準化の枠組みの中にはサービスの認証という概念が当時なかったのです。だから、サービスの認証がないので製品認証、20252 に基づく監査等は製品認証の一部だとされました。

一方で、統計法も改正されましたが、日本工業標準化法といいますか、J I S 法も日本産業標準と今は呼ぶわけです。実は製品だけではなく、サービスも入れるという大改正が行われ、この 20252 の最新版が昨年 J I S 規格、日本産業規格になり、これに基づいてサービスの認証ができるという仕組みが日本にもできたということです。

20252 というのはどんな構成になっているかという、次のページです。これは規格を配ることができれば本当にいいのですが、I S O がうるさいので、そういうことができません。

適用範囲と構成という形になっていて、適用範囲というのはデータの調査だけではありません。分析とか集計も含めて市場調査、世論調査、社会調査を行うサービス提供者のサービスの要求事項、これを規定しているのが 20252 の規格です。

中核的要求事項というのは、要求事項を満たすことを宣誓したサービスの範囲というものを決めます。これは宣誓書のような概念で作られている規格で、非常に珍しいものです。もちろん当然調査の秘密保持、参加者に対して安心を保証しなければならない、調査に対してそういうことも書いていますし、文書化と記録の管理、人事とかインフラに対する責任、要するに個人、調査を行う人というものをきちんと管理しなければならないということも相当書かれていて、情報セキュリティーとか外注管理、調査業務の計画・実施・報告、マネジメントレビュー及び改善や内部監査、それから法的要求事項等々と、こういうものに対する要求事項が書き込まれているのが I S O 20252 です。

2019 年の改正で附属書に調査のいろいろな分類があって、自記入式の調査とかアクセスパネルを使った調査とか、それぞれごとに要求事項が附属書の中で明示されるという形になっていて、記入式、自記入式のものに関しては妥当性確認、回答者の確認とかデータの確認手続というものが出ている。QMS は I S O 9001 と違って、具体的な要求事項が書き込まれているというのが、少しうるさい規格ということになります。これは後ほど、ここまで要求事項にするかどうかというのは、この部会の中でいろいろ議論してもいいことだと思いますが、業務の検証とかそういうことが書かれています。

あとは当然データの管理及び処理についての規格があり、調査後のデータのクリーニングとか、それからウェイトを付けるとか、欠測値の補完とか、手入力されたデータの妥当性確認とかデータベースの正確性、それから格付、コーディング、コーディングの誤り率を許容水準にしなければならないとか、それからデータエディティングのプロセス、データクリーニングの記録を取っているか、データ解析に関するスペシフィケーション・仕様書とその妥当確認、集計表、データファイルの管理などについての要求事項がここには書き込まれています。

このISO20252というのは、2006年なり2012年の改訂版というのがあったのですが、その頃に、先ほど川崎委員からも御指摘があったのですけれども公的統計の整備に関する基本的な計画、次のページを見ていただくと、その中の(2)のところ、品質保証活動に関する取組、品質評価に関する取組が十分な成果を上げるに至っておらず、取組の強化が必要とか、その下にあるように公的統計のプロセス保証という言葉が平成26年の基本計画の段階でうたわれていて、もちろんこれも先ほど御紹介があったとおりですが、プロセス保証を導入する方向で公的統計の品質保証に関するガイドラインの見直しということをやりたいという、これは統計委員会から出ている統計基本計画の中に書き込まれておりました。

その書き込まれていたことに対してどうするかという話があって、私は当時品質管理学会員、今も品質管理学会員ですが、品質管理学会の会長の鈴木和幸先生が、統計学者でもあるので、品質管理学会の理事会で、当時の内閣府統計委員会から品質管理学会長に公的統計の品質管理に関する研究をやってくれという要請を行って、学会の中に日本統計学会の代表者とか、それから公的統計の分野、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、日本銀行の皆様方、それからマーケティングリサーチ協会、マーケティングリサーチ分野、医薬品のデータを取っている日本製薬工業協会医薬品評価委員会の方々、それからISO20252の認証機関とか認定機関、JABの方とかを招きました。そこで私は初めて篠専門委員とお会いするという状況なのですが、そういうことがありました。2010年に第1回の研究会を実施し、2013年7月までの研究会終了まで17回を開催して、3省2自治体の状況、模擬審査というのを篠専門委員にやっていただいて、そもそも20252規格が日本の公的統計の世界で使えるかどうかということを検討したわけです。

17ページにあるとおりです。評価指標とかプロセス管理ということについて、もともとは公的統計だけでなくマーケティングリサーチとか、あるいは医薬品のグッドクリニカルプラクティス、GCPと言われているもの、そういうものに関係していろいろなことを議論させていただきました。プロダクトのクオリティー、それからプロセスのクオリティー、それからほとんどできていない、当時学会でやるべきことではないと思いますが、そもそも調査とかデータ、統計をデザインするクオリティーと、ここは未踏領域で、これはまさに今でも非常に難しい問題だと思いますが議論したのです。実際にどんな品質保証活動を行っているかということ、20252規格の概要を習得するとともに、調査サービス認証制度とか公的統計分野の適用可能性というのを考えました。

次からのページは篠専門委員が日本品質管理学会のために作っていただいて、これは当時の内閣府の統計委員会にもこの資料は報告しております。その一部を抜粋しました。調査環境が変化して行って、なかなかあらかじめ定められたとおりの実査・実施ということをやらないと質が確保できないのではないかという問題意識がありました。公的統計に関しても一貫した品質管理手順、そういうプロセスが重要ではないかという問題意識で、プロセスに基づいて質を保持しようということを検討しました。20252の公的統計調査への適用を検討したということで、次の19ページが、そもそも20252に基づいてチェックリストを作っていくということをやるとなかなか難しいということがあり、まず言葉が通じ

ないのです。全然言葉が違うので、クライアントと言われても何だかよく分からないという話があって、府省の企画部局とは何であるかと、これはここにいらっしゃる澤村専門官が非常に篠専門委員といろいろ議論していただいて、言葉を詰めていただいたということがあります。それから、そもそも調査手法からして公的統計では使わない部分というものは削除しなければならないということ、それから民間特有の企画管理とか営業とかということはもちろんカットしなければならないというようなこともありました。

次のページで、先ほど言いましたように3府省と2自治体の模擬審査とかヒアリングを行ったというところで、やはり篠専門委員は非常にプロフェッショナルで、そこからすると法定受託の事務などに関しては、マネジメント全体が一貫するという事は日本の中ではなかなか難しいです。そういうことの問題点などを当時指摘いただいたということになります。

20 ページが3府省の結果で、21 ページが2自治体のヒアリングといえますか模擬審査の結果が書き込まれております。これは当時の問題意識とお考えください。

22 ページは、ISO20252 規格を、うまく要求事項としてできる部分を抽出する、それから本来の20252の立場からすると、法定受託業務に関してもきちんとしたマネジメントでいくことが望ましい、そういうことを推奨できてあるべき姿を見せるとか、そういうことが必要だろうということは当時の研究会の中で議論されたところです。

それで研究会が2013年4月に終了して、雑誌『統計』等にも特集していただいて、その上で篠専門委員にまとめていただいた部分、公的統計に関してどんなリクワイアメント、要求事項が要るかということは一度取りまとめておいて、日本品質管理学会規格というものにしようという活動がその後ございました。もともとISO20252の要求事項を公的統計に応用するための指針というものを我々は作っていたのですが、当時の中條品質管理学会会長から「公的統計の調査プロセス指針と要求事項」にしろという強い勧告を受けて、そういう品質管理学会規格を策定して2016年5月に発行しました。日本品質管理学会規格というのは割と日本工業規格になることが多いものですから、そういうことを何でやらないのかと今でも言われています。

その次に、どんな規格かということをもう一度書きましたが、これは要するに条文と適用範囲というところを見ていただくと、20252規格をベースにして、日本の公的統計に必要な要求事項というのはこんなものではないかという原案を作ったということです。ここに少し書いていますが、これを本当は認証を意図したものではなく、我々は監査というよりは、統計作成府省とか調査実施機関が調査プロセスの質確保に関して自己点検していただければ十分ではないかというぐらいの思いで当時は作っていただいております。要するにチェックリストです。

当然統計作成府省が調査を実施する、地方公共団体とか民間委託業者に対して要求事項を検討する際の指針にもなるだろうということで、この規格自体を基に、次のページがありますが、政策統括官室のいろいろな実効的なガイドライン自体が改定されて、各府省との合意事項になったというように私は想像しております。けれども、先ほどあったようにそれが徹底していなかったのかもしれないと思ったりもしています。

定義された用語というのはそこにあるとおりです。

マネジメントシステム、これは目次を並べておきましたが、マネジメントシステムに関する要求事項が4章、それから調査の企画管理です。公的統計調査に関する指示・説明とか、標本抽出とか、全体進行のモニタリングとか進行状況のモニタリングに関する要求事項、調査に関係する文書、素材、製品に関する要求事項。

それから、その次にデータ収集に関する実査のものとか、そういうものの要求事項というものを入れています。

最終的にそれ以外にデータ管理と処理、それからプロジェクトの報告に関する要求事項というものがまとめられているというところです。

この学会規格自体は、売り物にはしてあるのですが、そんなに売れるものではないものですから、もし購入するなら1,000円ぐらいですのでよろしくお願いしますと、ここで宣伝させていただきます。学会の事務局から怒られっ放しだったのです。

それから、例えば先般の不祥事に関してどんな要求事項が出ているかということ、最後に私が学会規格からまとめてみました。

統計作成府省及び調査実施機関は、トレーサビリティといえますか、何が起きているかということ、きちんとして追跡できる証拠ということとして記録を残す仕組みを定め、実行しなければならないということがこの学会規格には出ています。

それから、統計作成府省及び調査実施機関は、合意された標本の抽出手順に基づいた標本設計を行わなければならないという要求事項があります。

統計作成府省及び調査実施機関は、標本抽出において使用されたアプローチを記録しなければならない。

標本の特性は、当該調査で特定されている標本抽出基準に基づいてチェックされなければならない。これは、調査実施機関により実施される実査及び2次委託先により実施される業務に対しても適用するとされています。

統計作成府省及び調査実施機関により、データ収集段階に関する完全な記録が作成されなければならない、それには計画されたものと、実際に達成されたものについての記録が含まれるとされています。

いろいろ書きましたが、多分こういうことは本来やっていたらなければならないことだということは、規格上は明確にしてあるということです。ただ、それをきちんと自ら行っていれば何の問題もないわけですが、なかなか自ら行われない場合について何かいろいろな処置が要するというので、今回のような話になってしまったのではないかとつくづく思うところです。

それで、最後のページです。少し長くなって大変申し訳ありませんでした。今後の取組です。ですから、要求事項とか推奨事項というのは、この部会に関してはゼロからの出発ではないということ、まず御認識いただければと思います。

それから、現実にできないことを要求事項にすると隠すのです。特に第三者監査においての不祥事、QM、9001の不祥事においても、外部の監査の方では見抜けない、やはり内部の方がきちんとしていなければ駄目だということです。

いろいろなことを書きましたが、日本工業規格は品質の面では優秀な規格だったと思うのですけれども、私がロシアに行ったときに、ロシアの人から「ソビエト規格の方がもっとすごいぞ、要求が厳しいぞ」と言われました。誰も守らない規格です。スターリンは、工場長を首にするときだけ「そこを守っていないではないか」ということに使うのだと、そういう言い方で、そういうことをさんざん言われました。

逆に、現実にはできないことは全て要求事項にしてはいけないかというのは言い過ぎなのかもしれませんが、少なくとも推奨事項ということをしちんとやって、あるべき姿は示してあげると、そこが改善の勘どころになります。うちの府省はこれできてないからこれをやろうと自らやるのが非常に重要だということです。もともと第三者監査の源泉、それが実効的になるかどうかは、自己点検とか内部監査がその源泉だというのは、この業界では言われていることで、やはり自らの取組ということをしちんとやるということが、それで改善のヒントを作るということが本来のあるべき姿で、監査をなくすことすら品質管理の目的だというとISOの人たちに怒られるかもしれないですが、それが本来の品質管理の目的で、検査だけではないのです。

そもそも内部監査で何も言われぬという、普通我々もそうなのですが、監査室に監査されて何も言われぬことを喜んでいるようではまずいのです。改善のヒントをくれないような監査というのはやはり問題だと思います。そのためにも、プロセスはまず最低限のものをきちんと定義していただいたらと思っています。

大変長くなって申し訳ありませんが、私の方は以上でございます。

○津谷部会長 椿委員、本当にありがとうございました。椿委員には、御多忙であられるのにご無理をお願いいたしました。我が国の品質管理研究の第一人者であられる椿委員に、複雑で多様で深い意味があるさまざまな事柄について、明確かつ系統的なご説明とお話をいただきました。

ここは研究会の場ではありませんので、お話いただいた事柄についてここで議論するというよりも、どういう経緯でこういうことになったのかということについての理解を深めることが目的です。そして椿委員もおっしゃいましたが、ここで品質管理の基準を一から作るということではございません。そのような時間もないと思います。既にこれまで行われた取組があるが、それがきちんとフォローされず実行されてこなかったという御指摘が、先ほど川崎委員からもございましたが、その取組をベースに、実行する側が実行しやすい環境を整備し、よりよい品質の政府統計を作っていただくお手伝いをすることがこの部会のミッションではないかと思っています。

この御説明は、ある意味で今後の本部会の審議のベースになるものだと思います。この本を読んで大変勉強になりました。この本は1,000円くらいで買えるとおっしゃっていましたが……。

○椿委員 品質管理学会で1,000円くらいで買えますので。売れなくて、もう怒られています。

○津谷部会長 ホームページをチェックすれば手に入れることもできると思います。椿委員にいただいたこのパワーポイントファイルをみて勉強させていただき、とても一度には

全ての内容をそしゃくできませんでしたが、経緯は大変よく分かりました。品質管理の基準については、椿委員をはじめ、今日は御欠席ですが篠専門委員も、そして川崎委員も、いろいろな御経験がおありだということですので、大変心強く思っております。この先、これをベースに進み、これを実施、実行していただくためのお手伝いをすることが重要になってくると思います。

ただ今の御説明というよりも非常に内容の深い講義について、御質問、御意見がおありになりましたら、どなたからでも結構ですのでお願いいたします。では、どうぞ、西専門委員。

○西専門委員 大変貴重なお話、ありがとうございます。私も非常に勉強になったところで、このような規格の考え方を改めて学ばせていただいたところでございます。

実は我々、私が所属するのはコンサルティングの会社になるのですが、ISOの規格を実際に取得するところも御支援している中で幾つか思うところがありまして、述べさせていただきます。

今、規格について御紹介いただいたところでして、やはりうまくいく事例とうまくいかない事例という、今回この規格を取ることで体が目的ではないという、まさに椿委員がおっしゃっていただいたのですが、要求事項が現場に分かりやすく、かつシンプルになっているところがやはり成功事例の中では非常に重要かと思っております。

このような規格の取組に失敗している事例も見ていまして、そのようなところでは事務局だけが温度感が高い、現場に浸透しない、要求事項が難解であるといったことが大体失敗事例の鉄則になっているので、先ほど篠専門委員が幾つか、3府省、それから2自治体に聞いていただいて意見収集していただいたというのもあったと思うのですが、やはりいかに現場の方にやっていただけるか、ルールをシンプルにしていって分かりやすくしていくということが特に重要なのではないかと思っております。

あともう一点が、冒頭の川崎委員のお話にあったとおり、メリットをどう理解してもらうかというのが非常に重要だと思っております。どうしてもこれだけのものが降ってくると、府省には多分デメリットにしかあまり見えないと思います。実際に我々が御支援している例では、特に重要事項で文書の管理、保管の事例というのを挙げていただいたのですが、あれが結局は組織のノウハウにつながるの、公的統計調査のやり方の効率化とか、引継ぎに役立つとか、かなり文書整備のメリットが非常に大きいと思うのです。記録に残すところと、ノウハウとして活用していくという両面で現場にとってメリットがあるということを是非訴求していけるといいのではないかと思います。その上で、何を最低限やっていく必要があるのかを各府省に総花的に要求していくというよりも、ポイントになる事案をきちんと絞っていくということが非常に重要なのではないかと思います。

私からの意見は以上です。

○津谷部会長 現場の経験に基づいた貴重な御意見、ありがとうございます。難しいことを言っても、実際に現場で実査を行う調査員と担当部署、そして担当府省にとって、分かりやすくシンプルにしないと恐らく続かないし、うまく行かないというのは、そのとおりだと思います。そうしないと、ハードルが高くなってしまい、実行できなくなってしまい

ます。先ほど椿委員からもご指摘がありましたように、何かあら探しをされて、きちんとできていないところを指摘され、糾弾されてしまうということになると、担当者と担当府省にとって大変気が重いことになります。そうではなく、これは自分たちにとってもよいことだと思ってもらうことが大切です。もちろん記録を残さないと後で分からなくなりますが、いろいろな課題があるわけですが、それらを含めて記録に残すことにより、当事者も自分たちが行ったことを自分たちで整理することができます。うまくいったこと、いかなかったことの両方をベースにして先に進むことができるという意味でも、少数の個人によらない組織、システムをうまく作っていったら、将来につながっていくと私も思います。

なお、先ほどデミング先生のお名前が出ましたが、私はもちろん御本人を個人的には知らないのですが、先生について、1980年代に『The Man Who Discovered Quality』、つまり「品質を発見した男」というタイトルの本が出版されました。1930年にアメリカ合衆国で人口センサスが実施されたときに、その一環として初めてサンプル調査が導入されたのですが、デミング先生は当時まだ若い合衆国センサス局のスタッフだったのですが、このサンプル調査の中心的役割を担われたということ、その当時センサス局でデミング先生の上司だった私のシカゴ大学の恩師であった先生から伺いました。当時アメリカでは、大恐慌により大量の失業者が出たのですが、具体的に何人くらいの失業者がいるのかが分からない。失業者数の推計値に非常に大きな幅があり、失業者対策を行うためにはもっと正確な統計データを得る必要があり、そのためにはサンプル調査を実施することが効果的だということで、人口センサスの一環としてサンプル調査が取り入れられました。そういう歴史が我が国の国勢調査にも影響を与えているわけです。椿先生のお話を聞いて、その出発点についてのエピソードを思い出しました。

ただ今の西専門委員のお話も含めて御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。椿委員もいらっしゃいますので、先生へのご質問がありましたらどうぞ。佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 私、東京大学社会科学研究所でデータアーカイブの運営をしております。国際的なデータアーカイブの認証というのがございまして、今それを取ろうかなということで、私どもは準備をしております。これも現場の話なのですが。

それで、その認証の要求事項が全部英語なので、まずそれを翻訳するところから始めたのですが、ただ、ありがたいことに二重丸と丸と三角というのがあって、二重丸は絶対必要、丸はあった方がよい、三角は、まあ、おまけだけれどもぐらいの感じだろうということで、まず二重丸の翻訳を、英語を得意とするスタッフが始めて、働いている人たちみんなで共有するところから開始したのですが、データアーカイブとして私たちはどういう取組ができていのだろうかとか点検してみますと、二重丸なのに全く該当しない項目などもあって、驚いたというようなこともありました。

ただありがたいことは認証の事務オフィスが大変親切で、メールで問合せをすると教えてくれるのです。つまり、これは言い換えるとこういうアクションとして考えてもらってもいいとか、質問すると回答を得ることができます。そういうことで、もしもこうした監査とか品質管理をこの要求事項の形で始めるのであれば、サポートデスクのようなも

のが必要になるのではないかと思います。それで、この事項については読み替えのようなもの、二重丸になっているが、どのように考慮してもらえるのかとか、そういうことを相談できるデスクのようなものを用意するとよいかと思いました。

○津谷部会長 ありがとうございます。調査を実施するときに、回答者に疑問があればコールセンターに電話をかけることができるということですね。先ほど Shall と Should の意味の違いについてのご説明がございましたので、もう一度申しますけれども、実際に業務、つまり調査の実査を担当する調査員、そしてそれを管理する部署や府省にやるべきことをはっきり理解してもらわないとうまく行きません。何をどの段階でどのようにやればよいのかを明確に理解して、それを実行に移していただくことができなければ、どれだけ立派なフレームワークを作っても効果が限られてきますので、そのバランスをうまく取ってやっていきたいと思います。サポートオフィスが必要という御意見は、実際の御経験に基づいた大変ありがたい御提案だと思います。

どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 椿委員の大変勉強になるお話、ありがとうございます。また、今のお二方のコメントも極めて共感を持って聞かせていただきました。

それ以外の点で、私自身も少し迷っている点もあるので、その辺について椿委員を中心に御意見をお聞きしたいと思うのですが、1点は、今回御提示いただいた公的統計の品質マネジメントの対象が、統計調査が対象になっているのです。ところが、現実の公的統計には二次統計、加工統計がたくさんあるわけです。そうすると、今回我々がこういうことを考える上で、これをもう少し変えて二次統計もカバーできるようにできないだろうか、そこをすべきではないだろうかというのを思うのです。

というのは、調査対象から情報を収集するというプロセスを、既存の統計から情報を集めてくるというところに置き換えれば、あとの部分はかなり似ているのではないかという気もするので、少しスイッチを切り替えたらできるのではないかと思うので、できれば二次統計も何とか視野に入れる方向にできないだろうかというのが1点、感じるところです。

それからもう一点は、作成プロセスという言葉がかなり前面に出ているので、それはそれで私は極めて大事な概念だと思っているのですが、もう一方で、統計というものは製品であると同時にサービスだと私は思うのです。つまり、出た統計に対して問合せが来たり、どう使うかとかいろいろなアドバイスが求められたりするわけです。そこにどう答えるかというのが、実は統計の品質にも関わってくるわけです。そのキャッチボールの中でユーザーからいろいろ要望を聞いたり、あるいは統計の欠点を知ったりすることができるわけで、それを今度は次の品質に反映するということが多分必要になるわけです。そうすると、現在の品質管理学会でおまとめになったものの中には、あまりその部分が目立ったように見えないのです。そこは、私自身は今回、統計委員会と、それから内閣官房の方の会合で感じたのは、そういうユーザーからのフィードバックをもっともっとうまく品質マネジメントに生かせないかということがありまして、その部分を何とか視野に入れられないだろうかと思っているわけです。

ということで、この2点は二次統計をどうカバーするかということで、ユーザーフィー

ドバックをどうカバーするかということ、今後我々も考えてみたらどうかと思ったことです。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。これも大変有用な御意見だと思います。ここでの議論は何となく調査だけに絞られています、政府統計にはその他にも多くの加工統計がありますし、また加工統計に使われている行政記録もあります。統計情報には様々なものがあり、それらについてはどうするかなと思いました。確かに、統計はただ作成するだけではなく、その後それを使っていただければじめて意味と価値が生まれます。そこからのフィードバックをどのように吸収していくのか、そしてどのように対応していくのかということも大事だと思います。

どうぞ、椿委員。

○椿委員 今の点、品質管理学会にこの研究会ができたときのもくろみでは加工統計のクオリティーというか、そのプロセスについても考えようという構想はあったのです。けれども、20252 というものとは、また少し違う側面になったので、当時議論はしたのですが、そこはまともっていないので、非常に重要なポイントであるということが第1点です。

それから、統計のプロセスのマネジメント以外に統計全体のクオリティー、先ほどのTQMからすると、まさにサービスのクオリティーと言われている部分は非常に重要であって、ISOで現在TC312 というのがサービスエクセレンスという規格を作っています。単に規格の要求に合致するというのではなくて、顧客にきちんとした驚きとか感動とかというのを与えられるようなものでなければならないという、そういうものをドイツがやっています。ドイツが中心になって、少し驚くべき規格なのですが、日本も1つその分科会を取っていますので、日本は日本で貢献しなければならないという話になっています。

サービスの基本的な品質の部分はもちろんいろいろな意味でプロセスとはまた別な意味で考えていただければと思います、今後そういうサービスのクオリティーの専門の人の御意見を聞かれるといいと思います。

○津谷部会長 統計を作成して使っていただくだけではなく、それを使った方たちがそれをどのように評価されるのかという視点が必要だということは大変重要だと思います。それを実際にここでやるのかについては、ミッションとしてそこまで踏み込む必要はないようにも思いますが、その視点はとても大切であると思います。多角的、多面的に取り組んでいくべきという御意見かと思います。

どうぞ、神田委員、お願いいたします。

○神田委員 要求事項と併せて方針を議論するという事になってはいますが、今回いろいろな結果が出てきたときに、それをどのように今後に生かしていくのでしょうか。統計委員会としての組織、あるいは監査官、あるいは各府省の統計部局の組織、それをどうつないで、どうフィードバックしていくのかと、やろうと思ってもやはりできないことがある、そういうことを誰がどう判断して、それをどういう方法でメリハリを付けて統計資源を割いていくのかと、その辺についても是非統計委員会としても議論していくといいと思います。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。これはベースとなる重要な御意見だと思います。要求事項を考えるだけではなく、要求事項には方向性がないと駄目であるとのこと、そのとおりであると思います。ありがとうございます。

もっと議論を続けたいのは、やまやまですが、時間に限りがありますので、これまでここで共有された考え方、そして椿委員に御説明いただき、教えていただいたことも含めて、今後の審議の進め方やスケジュールについて議論を進めさせていただきたいと思います。

資料2-1を御覧ください。スライド1にありますように、本部会におけるミッションにつきましても、本日改めて確認させていただきましたように、品質管理、トータルクオリティーマネジメントに関する専門的な知見を生かしつつ、掘り下げた検討が期待されております。とはいえ、時間は限られており、毎週会って審議するわけにはいきませんので、効率的な審議の方法やスケジュールについて事務局とも相談いたしまして、この資料のスライド2及び3のとおり、私から提案させていただくものでございます。

では、この提案内容につきまして、事務局からポイントの御説明をお願いいたします。

○重里総務省統計委員会担当室次長 部会長の御指名でございますので、事務局から御説明させていただきます。

スライドの2でございます。一番上のところでございますが、椿委員からも御紹介がございましたが、これまでの国際基準ISO20252、これはNQAFでも、先ほど少しございましたが国連の規格でございます。このようなものですか、これまでの取組、これらを踏まえて、実際問題としてはテクニカルな問題もいろいろ出てくるかと思いますが、そのようなものを含めて掘り下げた検討が求められているというところでございます。他方で、先ほど工程表がございましたが、要求事項と方針が中心になってまいります、可能な限り早期な結論を得ることが求められているということもございます。そういうことを踏まえ、部会の下に少人数のタスクフォースなるものを設置いたしまして、集中的、効率的に御検討いただきまして、それをベースにこの部会の場でも意見をいただきまして、それで部会の決定としていくというような進め方にしてはどうかということが御提案でございます。

下がイメージでございまして、名称はいろいろ御意見があるかもしれませんが、ストレートに検討事項は要求事項と方針ということになってございますので、要求事項等検討タスクフォースという名称で、メンバーとしては部会長から御指名していただく方、タスクフォースの座長から若干協力者も加えていただきまして、先ほど現場の意見も大事ということもございましたので、現場の方々にも御参加いただきながらという形でタスクフォースの場で具体的には議論を進めていただければと考えるところでございます。

次のスライド3でございますが、ここはスケジュール感のざっくりとしたものです。これも椿委員の講義にございましたが、ベースというのがございまして、特に要求事項の方でございますが、先ほどの品質管理学会規格やガイドライン等もございまして、そのようなものをベースに、まずは要求事項について先行的に検討を進めてはどうかと考えるところでございます。

あとは、現場の声というのもございますので、実際問題、いきなり本格施行というよりは、先ほど篠専門委員に模擬審査をお願いしたといったお話もございましたが試行的なものをまずやって、実際どうかというのを確かめた上で実施していくということが大事かと思っておりますので、試行を踏まえて最終的な結論を得るといふこととしてはどうかと考えるものでございます。

この下の半分でございますが、来年度中辺りに試行を終えてスタートできる土台をそろえるという目標を持って、それを踏まえながらまずは要求事項を検討して、それを一通りやりましたら方針、先ほど方針の方も大事なことで、実際どうやっていくかという話でございますので、そのようなものを踏まえて、ここには書いてございませんが、下の3年度中央と3年度中目途の間に試行的な実験のようなものをして、それで最終的な整理案というのをまとめてというような形で進めていってはどうかと、そのような節目、節目で部会の御意見を伺いながら議論を進めていってはどうかという形を考えているところでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

資料2-1のスライド4を御覧ください。ここでは、ただ今事務局から説明いただきました今後の審議の進め方などについて、ポイントを整理しております。これに沿って進めさせていただければと思います。

まず、最初のタスクフォースを設置して検討を進めることにつきまして、何か御意見、御確認になりたい点などございますか。具体的な設置規定につきましては、後ほどお話しいたします。ただこの設置の方向性について何かございましたら御発言をお願いいたします。どうぞ、神田委員。

○神田委員 非常に専門的に集中的に審議していただくのは大変素晴らしいことで、いいと思います。

ただ、タスクフォースの役割と部会の役割はどう違うのかというところだけ、その役割分担というわけではなくて、恐らくタスクフォースに出て議論されたものを、ここでもう一度一から議論をする、ではないのですね。

○津谷部会長 タスクフォースでは具体的な細かいことを専門的に審議していただき、それを部会に上げていただき、それをこちらで更に審議したものをタスクフォースにお返しするという方法で進めていきたいと考えております。タスクフォースで決まったことを、この部会でもう一度一から議論する時間も恐らくないのではないかと思います。このスライド2に書かれておりますように、タスクフォースの構成員を見ていただきますと、部会長として私が指名させていただくこの部会の委員の先生方、そしてタスクフォースの座長が御指名になる審議協力者、これは有識者、専門家、そして主要府省で実務を担当される部局を代表される方々ということになります。タスクフォースで細かい具体的な点についていろいろと審議していただいて、それをこちらに上げていただくということが趣旨ではないかと思います。よろしいでしょうか。

○神田委員 そういう意味では、タスクフォースの役割は決定するというので、それを

上げていただくということですね。

○津谷部会長 そうです。要求事項等を検討するタスクフォースでございます。

○神田委員 そこを何か明確にしておいた方が、責任分担が分かりやすいとは思いますが。あるいは、曖昧なままの方があえていいですか。そこは部会長の判断に従いますが、統計委員会として決めていくわけですが、その間に部会があり、さらにタスクフォースがあります。その部会としての位置付けというのがやや曖昧な感じもどうしてもしてしまいます。会議の場でお話しするような話ではないのかもしれないのですが……。

○津谷部会長 今回は第1回の部会でございますので、まだ固まっていないこともあるのではないかと思います。何か事務局の方からありますでしょうか。

○神田委員 何か徐々にやりながら手探りでもいいのですが、やや効率的に議論をする上で、どういうことをこの部会で審議していくべきなのかというようなことも含めて、少しずつでも教えていただければと思います。細かいところをここでいろいろ一から議論するような場ではないというのは分かりました。

○重里総務省統計委員会担当室次長 統計委員会の中で部会が基本的な決定機関となってくると思いますので、ただ一から百、先ほどの例えば要求事項を1個、1個、これがあるとかというのをこの部会でやっていくというのは現実問題として難しい問題もあるかと思っておりますので、ベース、まさしくベースですね、基本的にはタスクフォースの中で議論していただいて、例えばタスクフォースでも各省との意見のやり取りの中で迷うというか、決められない部分がある場合は、上である部会の中で議論していただくとか、まさしく論点を整理した上で部会の中では議論、一から百ではなくて、一から百のうち、これは大事だとか、正式な機関は部会になりますので、そこを整理した上で部会に諮っていくという、そういう流れになるのではないかなというように思います。

○神田委員 分かりました。そういう意味では、案を作っていただいて、部会の方で決めていくということによろしいですね。

○重里総務省統計委員会担当室次長 そうですね。

○神田委員 分かりました。

○津谷部会長 スライドの3ページに示されているように、できればこのスケジュールに沿ってタスクフォースで検討していただき、整理案を御提示いただいて、それをこの部会でまた審議させていただくということでございます。

○神田委員 では、そのときに一からまたいろいろ聞いても意味がないので、その案ができた考え方とか、あるいは、ベースになった議論が何だったかというのを少し丁寧に提示していただけると、こちらも経緯を理解することができると思います。そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○重里総務省統計委員会担当室次長 文脈ですね、まさしく。

○神田委員 はい。文脈、どういう流れでこういう結論、案になったのかというのを、少し丁寧な感じの資料にいただければ、多分効率的な議論になると思ひます。よろしくお願ひします。

○重里総務省統計委員会担当室次長 承知しました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

スライドの4ページでございます。タスクフォースを設置するということについて、先ほどいろいろな御意見、御提案をいただきました。タスクフォースを設置して、要求事項等について検討を進めていくということについては御同意が得られたかと思えます。

次に、要求事項の検討をまず先行して行い、その結果を踏まえて方針等を検討することを段階的に弾力的に進めていくということです。最終的には、試行的な導入結果も踏まえて実効性のある要求事項及び方針を取りまとめること、これは双方向の作業ということになるかと思えます。その他、今後の検討・審議を進めるに当たっての留意点、注意が必要と考えられる事項についても、ここで審議するということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、本日は御欠席の成田臨時委員、そして篠専門委員からも御意見が寄せられているということですので、事務局から御紹介いただけますでしょうか。

○重里総務省統計委員会担当室次長 スライド4でいきますと、留意が必要と考えられる事項に当たるものだと思いますが、篠専門委員と成田臨時委員より寄せられた御意見等々について、事務局から御紹介させていただきたいと思えます。

篠専門委員からは、席上配布資料①としておりますペーパーを御提出いただきましたので、私から、読み上げになりますが御紹介させていただきます。

日本能率協会ではISO規格認証の審査員をしております篠と申します。

本日は、ISOの審査と重なりまして大変残念ですが欠席させざるを得ませんでした。

事前にお送りいただいた資料を拝見して、今後の検討に当たって1点だけ私見を述べさせていただきます。

端的に申し上げますと、先ほど要求事項、方針を段階的にということ御了解いただいたと思えますが、方針の方も大事で、そこは、かつ要求事項と方針というのはリンクしてくる部分がどうしても出てくるというようなことをおっしゃってしまして、それを具体的な点からおっしゃっているという意見でございます。

今後の審議の進め方等についてとして、タスクフォースの設置による集中的、効率的な検討を行う、要求事項、推奨事項を先行して検討する、試行的運用により調整・修正を行うという進め方に異論はありません。何をするのかという作業のイメージも想定できます。

ただ、出来上がった要求事項、推奨事項の文章（基準文書）をどのように適用するのかの検討イメージは、ここは方針に関係することだと思いますが、検討イメージが想定しにくいと思えます。要求事項、推奨事項については、品質管理学会規格等のたたき台がありますが、適用の仕方については学会規格の策定時点でも検討がされていませんでした。

資料の何か所かに書かれている方針等が適用方法等に当たると思うのですが、要求事項、推奨事項の検討を先行させるにしても、これの検討が課題となると思えます。

こちらからは具体的な話でございまして、統計プロセス監査の監査対象は何なのか、組織か統計か、統計とすればどういう範囲になるのか、基幹統計とかいろいろございますが、そのようなものも含めて。

次に、監査の頻度をどうするか、定期的を実施するのか、どのような頻度でやるのか、個々の統計作成終了時点か等。

監査者に求められる力量はどのようなものか、力量認定方法や教育等。

監査結果の提示方法及びその後の処置はどうするか、これは神田委員が先ほどおっしゃったようなことだと思いますが、監査結論の種類（不適合や推奨事項、評価事項等）とその後の処置の仕方（監査結論の種類毎の対応）、監査員の結論の評価の有無等。

フォローアップの仕方（監査結果に対する事後の処置についてどのように確認するか等）などの監査実施の枠組みの構築。

内容によっては要求事項、推奨事項に影響するものもあると思われます。

その意味で、要求事項、推奨事項の検討を先行させるとしても、比較的早期に方針等の検討を始めていくべきと考えます。

なお、これら方針等をISOの認証枠組みでは認証スキームと言います。このスキームに誰が責任を持つのかも将来の改訂や変化への対応のために必要と思われます。

以上、事務局では既に内容の検討されている点かもしれませんが、気になりましたので申し述べさせていただきました、とのことです。

次に、成田臨時委員でございますが、ペーパーではございませんが、御専門の監査の立場からということで、上場企業に適用されている内部統制報告制度というのがございまして、そのような取組やスキームに今般の統計作成プロセス監査の検討に当たって応用可能な、あるいは参考となる考え方が含まれているとの御示唆をお寄せいただいたところでございます。

皆様、御案内かもしれませんが、私の理解の範囲で内部統制報告制度についてごく簡単に御紹介させていただきますと、この制度では2008年から上場会社の経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性をまず自己評価して内部統制報告書というのを作ると。そうした評価報告義務が基準に準拠していることについて、第三者である監査人、これは基本的に要するに会計事務所だと思っておりますが、監査人の監査を受けて内部統制報告書を開示することと、こういうことが内部統制報告制度でございまして、ここで言う内部統制というのは業務フロー、あるいは業務プロセスごとに起こり得る誤りや不正を防止、発見する仕組み、努力、工夫のことだそうでございますが、これを全社レベルで統制していく、要するにトップマネジメントのような話だと思いますが、あるいは業務プロセスごとの統制と、そういうのに分けられているというようなことでございますが、各上場企業は様々な企業活動の業務プロセスごとに生じ得るリスクと、それに対するコントロール、誤りや不正を発見、防止する仕組みというものを整理して、あるいは構築して、その中でも重要なものはキーコントロールと、先ほどの要求事項と少し似た感じかなと受け取っておりますが、それをメリハリ付けて重点的にチェックするような取組を行っているというようなことでございますが、このようなものを含めて内部統制報告書として作成・開示を義務づけられているというようなことございました。J-SOXと言われている一連の仕組みだそうでございます。

成田臨時委員からは、委員皆様限りということで参考となる資料を頂いておりますので、

そちらについては後ほどメールで送付させていただければと思っております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。要求事項の検討から始めることは適切だが、方針等の検討もできる限り早く始めるべきだという御意見、動的にやっていくべきという御意見かと思えます。とはいえ、タスクフォースを設置する方向性自体には御異論はないものと理解いたしました。ただ、その運用に当たっては、いろいろと留意すべき事柄があるという御意見かと思えます。

このタスクフォースの設置に関して他に特に御異論はないようですので、タスクフォースを設置して、要求事項等について具体的な検討を行い、その結果を踏まえながら部会における整理案を出して審議結果を取りまとめる、そのように進めていくという整理をさせていただきたいと思えます。この整理でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、スライド4の2点目です。「要求事項」の検討を先行すること、その上で「方針等」の検討を進める、これについてはできる限り早く方針等の検討も始めた方がよいという御意見がありました。また3つ目の、試行的な取組も踏まえながら最終的な取りまとめを進めるということにつきまして、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ、西専門委員。

○西専門委員 基本的には、例えば4ページの2つ目の丸、要求事項の検討を先行しというところについては異論がないのですが、この方針等というところに含まれるのか、やはり審査というかチェックのスキームですね、要求事項ばかりが先行してチェックの体制をどうするかという議論がおろそかになると、それも実運用に堪えないものになるかなと思えますので、神田委員のお話にもあったかと思うのですが、そこはできるだけ並行検討というか、その要素も随時視野に入れておく必要はあると思えましたので、総論にはもちろん賛成なのですが、少し御留意いただければなというように思いました。

○津谷部会長 ありがとうございます。神田委員からも、西専門委員からも御指摘がございましたし、篠専門委員からも同様の御指摘がございましたので、それらを踏まえてまとめますと、まず要求事項等の具体的な検討から始めるけれども、できる限り早く、できれば並行してチェックスキームについても検討を始める、という御提案であったと思えます。方針という大きな枠組みの検討をおろそかにすると、実用に供さないものができてしまうのではないかという御意見であったと思えます。有用な御意見ありがとうございました。

ただ、今後の進め方のポイントにつきましては、御同意いただけたというように整理させていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、最後になりますが、今後の審議を進めるに当たって留意すべき点、これについてはもう既にたくさんご意見をいただいておりますが、それに加えて何かございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回が最後ではございませんので、今後実際に整理案が上がってまいりまして、この部会でより具体的な事柄に対して審議を行う機会があると思えます。その際、様々な御発言

や御提案がいただけることを期待しております。

おかげさまで、本日は大変活発かつ生産的な審議を行うことができました。有用な御意見、御提案をいただき、本当にありがとうございました。今後の審議に当たりましては、今回の部会を御欠席になりました成田臨時委員、篠専門委員の御意見も含めて本日いただいた御意見、御提案を生かしまして進めてまいりたいと思います。ここでいただいた御意見等につきましては、まず議事概要においてポイントをお示しいたします。そしてその後、それを整理していきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

では、議事概要で今回の審議のポイントを取りまとめますので、その際にまたいろいろなフィードバックをいただければと思います。ありがとうございます。

では、引き続きまして、先ほど設置の方向性について御了解いただきましたタスクフォースの設置規定について確認したいと思います。資料2-2に示されているのは、私と事務局で相談して、先ほど御提案させていただいた内容を規定として落とし込んだ案でございます。この案につきまして、事務局からポイントの説明をお願いいたします。

○重里総務省統計委員会担当室次長 御説明します。先ほど資料2-1で御説明したとおりでございます。1につきましては、部会長がタスクフォースの構成員を指名するということでございます。

2でございますが、タスクフォースの座長は、必要があるときは、議事に関係する者の参加を求める、これは審議協力者と書いてございますが、そのことでございます。

3につきましては、先ほどスライド3で御説明した内容が書かれてございます。

4でございますが、議事概要をまとめて公表すると。こちらにつきましては、部会の構成員の皆様にも都度、都度お送りさせていただければと、タスクフォースの議論の状況を把握、御理解いただければ幸いかと思っております。

5はバスケットクローズです。必要な事項はタスクフォースの座長が定めるということでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のありました資料2-2のタスクフォース設置案につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。本日御欠席になっております成田臨時委員、篠専門委員からは特段御意見はないという御連絡をいただいております。それでは、よろしいでしょうか。何か他にございませんでしょうか。

ありがとうございました。

いろいろな御意見やご提案をいただきありがとうございました。この部会の審議は特定の基幹統計調査の変更についての審議とは違い非常に動的で、きちんとしたストラクチャーがないことに戸惑われることもあるかと思えます。取りまとめの不便があれば、申し訳ございませんでした。

ただ、今日ここで御提案・御提示した事柄については特段の御異論はないようですので、提案させていただいた案に基づきまして、部会としてタスクフォースを設置し、具体的な検討を始めていただくということになると思いますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、ただ今、ここで御了解を得た設置規定において、タスクフォースの座長、座長代理、そしてその他の構成員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名することとされております。このため、ただ今お配りした名簿のとおり、座長には品質管理に幅広い知見を持たれ、統計センター前理事長として集計等のプロセスにも大変広い見識をお持ちの椿委員に座長をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。

○津谷部会長 また、座長代理には、統計作成に豊富な経験をお持ちの川崎委員を指名させていただきたいと思っております。川崎委員、よろしく願いいたします。

そして、民間の認証制度にさまざまな知見をお持ちの篠専門委員にも構成員に加わっていただきたいと思っております。さらに、椿座長の御判断で、統計作成プロセスや品質管理に専門的な知見、経験を有する審議協力者の方を適宜御指名いただければと思っております。

なお、先ほど申し上げましたように、今回のミッションは統計委員会や本部会のみならず、各政府統計の調査実施者、これには加工統計の作成まで含まれるわけですが、調査実施者だけではなく加工統計作成者にとっても重要なミッションとなります。実効性のある、維持することのできる、そして今後発展の方向性のあるものを作っていくかなくてはならないと思っておりますので、各府省や地方公共団体等の皆様におかれましても、審議への積極的な御協力を改めてお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

そして、椿座長、川崎座長代理、今日いらっしゃいませんが篠専門委員にもよろしくお願いいたしたいと思っております。

本日用意していた議事はこれで終わりとなります。ほかにここで議論しておくべき課題などありませんでしょうか。きちんと記録に残して、今後この部会で、そしてタスクフォースで検討していただかなければならないということがございましたら、お聞かせ願えればと思っております。

では、特段御意見はないようですので、本日の審議内容を簡単に整理確認させていただきます。まず本日の部会では本部会のミッションを、その背景を含めて確認させていただきました。

次に、椿委員の御説明、御講義を基に、統計作成プロセスにおける品質管理に関する基礎的な情報の共有を図らせていただきました。ご説明は大変盛りだくさんな内容でしたので、いただいた資料をもう一度見直し、今日取ったノートも見直して、私も復習しようと思っております。その共有された共通認識の下で、私から御提案した今後の部会審議の進め方、スケジュールなどを基に御議論いただき、この部会の下にタスクフォースを設置して、要求事項等の検討を進めることをお認めいただきました。さらに、要求事項だけではなく、方針についてもできる限り早い段階で検討を始めることもご提案いただきました。とはいえ、どこからか始めなくてはなりませんので、まずは要求事項の検討が先行いたしますが、方針についても双方向で並行して進めていくことを決定いたしました。そして3番目のポイントとして、試行的な取組も踏まえながら、最終的な取りまとめを進めることとしたいと思っております。

以上、今後の審議の進め方やスケジュールの方針につきまして、部会としての御了解を得たと整理させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その後、ここで御了解をいただいた方針に沿って、タスクフォースの設置規定を部会として決定するとともに、座長の椿委員をはじめ構成員の方々を私から指名させていただきました。また、本日いただいた貴重な御意見につきましては、今後の部会、そしてタスクフォースの審議に生かしていくということを確認させていただきたいと思います。なお、以上のような審議結果につきましては、議事概要に取りまとめ、皆様に御確認いただきます。そして、御欠席の成田臨時委員と篠専門委員にもこれを共有させていただきます。このような整理でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事概要につきましては、次回の統計委員会で私の方から報告させていただきます。なお、報告の際に使用する資料等の詳細は私に御一任いただけますでしょうか。もちろん議事概要の内容については皆様に確認させていただきますので、御心配ないようお願いいたします。

それでは、本日の審議は以上となります。

次回の部会の日程につきましては、タスクフォースにおける審議状況も勘案して、日程調整をさせていただきたいと思います。改めて御連絡いたしますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。